

ひとり親世帯への生活支援給付金の支給について

1 趣旨

県の補正予算に基づき、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大により、経済的、精神的負担の影響を大きく受けているひとり親家庭に「生活支援給付金」を支給するもの。

2 事業概要

(1) 支給対象者

国のひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けた者

※申請不要（原則、国の給付金の振込先口座へ振り込む予定）

(2) 支給見込人数

① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者 467人

② 公的年金等の受給により、児童扶養手当の支給を受けていない者
56人

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者 100人

合計 623人

(3) 給付額

1世帯につき3万円

3 補正予算額（事業費分、事務費分ともに全額県補助）

(1) 事業費（給付金支給額） 18,690,000円

(2) 事務費 171,000円

4 今後の予定

議決後、支給対象者に対して、給付金案内を送付し、受取拒否等の申出期間を経た後、速やかに支給する。